六〇三一　キャンプ・マクトリアス　うるま市　国有　工作物：電話線路通信ケーブルとして追加提供する。
六〇四四　キャンプ瑞慶覧　うるま市　国有　工作物：電話線路通信ケーブルとして追加提供する。

海上演習場関係

◎新規提供

むつ湾訓練区域

一　区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域（水域及び空域）。ただし、空域は、高度六一〇メートル以下とする。

1　北緯四一度〇九分一二秒、東経一四一度〇七分一二秒
2　北緯四一度〇五分五三秒、東経一四一度〇八分二八秒
3　北緯四一度〇四分〇二秒、東経一四〇度五九分五九秒
4　北緯四一度〇七分二二秒、東経一四〇度五八分四三秒

二　用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

三　摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、平成二十四年七月十四日から同月二十六日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○近畿地方整備局告示第百五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年七月十二日　近畿地方整備局長　上総　周平

その関係図面は、平成二十四年七月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
加古川市加古川町美乃利字石ヶ坪三二七番一から同市加古川町美乃利字六反田三三〇番一まで	前	三九・〇〇～五一・〇〇メートル
	後	三九・〇〇～五七・〇〇メートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月十二日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	加古川市加古川町美乃利字石ヶ坪三二七番一から同市加古川町美乃利字六反田三三〇番一まで	近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年七月十二日

○九州地方整備局告示第百十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月十二日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十号	垂水市牛根麓字小中野一六五八番一から同市牛根麓字磯脇二一七五番二まで	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所
〃	垂水市二川字磯二三番三から同市二川字塩入一五二番三まで	〃

供用開始の期日　平成二十四年七月十二日

○北海道開発局告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年七月十二日

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　函館圏都市計画道路事業三・四・九号旭通
三　事業施行期間　自平成二十四年七月十二日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　北海道美唄市東三条北一丁目、東三条南一丁目、東四条北一丁目、東四条南一丁目、東五条北一丁目及び東五条南一丁目地内
使用の部分　なし

○北海道開発局告示第七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年七月十二日　北海道開発局長　高松　泰

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　函館圏都市計画道路事業三・三・二十二号放射四号線及び三・五・八十八号山の手日吉通
三　事業施行期間　自平成二十四年七月十二日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　北海道函館市日吉町四丁目地内
使用の部分　なし

○北海道開発局告示第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年七月十二日　北海道開発局長　高松　泰

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　函館圏都市計画道路事業三・四・六十六号日吉中央通
三　事業施行期間　自平成二十四年七月十二日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　北海道函館市日吉町四丁目地内
使用の部分　なし